

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―三十一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番一、十二の一部、十三の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百六立方メートル